

第1回嬉野市議会定例会議案

平成28年2月26日提出

嬉 野 市

報告番号	提出年月日	報告名	頁
2	平成28年2月26日	議決事件に該当しない契約の報告について	1

議案番号	提出年月日	議案名	頁
5	平成28年2月26日	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	7
6	〃	嬉野市行政不服審査関係手数料条例について	14
7	〃	嬉野市犯罪被害者等支援条例について	18
8	〃	嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について	21
9	〃	嬉野市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について	37
10	〃	嬉野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について	40
11	〃	嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について	42
12	〃	嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について	44
13	〃	嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	46
14	〃	嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	48
15	〃	嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	50
16	〃	嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例の一部を改正する条例について	59
17	〃	嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例について	61
18	〃	嬉野市担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について	63
19	〃	嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について	65
20	〃	嬉野市下水道条例の一部を改正する条例について	68
21	〃	市道路線の廃止について	70
22	〃	市道路線の認定について	71
23	〃	嬉野市と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する協議について	72

議案番号	提出年月日	議案名	頁
24	平成28年2月26日	平成27年度嬉野市一般会計補正予算(第8号)	別冊
25	〃	平成27年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	〃
26	〃	平成27年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	〃
27	〃	平成27年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算(第3号)	〃
28	〃	平成27年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算(第3号)	〃
29	〃	平成27年度嬉野市浄化槽特別会計補正予算(第3号)	〃
30	〃	平成27年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算(第3号)	〃
31	〃	平成27年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算(第3号)	〃
32	〃	平成27年度嬉野市水道事業会計補正予算(第2号)	〃
33	〃	平成28年度嬉野市一般会計予算	〃
34	〃	平成28年度嬉野市国民健康保険特別会計予算	〃
35	〃	平成28年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算	〃
36	〃	平成28年度嬉野市農業集落排水特別会計予算	〃
37	〃	平成28年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算	〃
38	〃	平成28年度嬉野市浄化槽特別会計予算	〃
39	〃	平成28年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算	〃
40	〃	平成28年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算	〃
41	〃	平成28年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計予算	〃
42	〃	平成28年度嬉野市水道事業会計予算	〃

諮問番号	提出年月日	諮問名	頁
1	平成28年2月26日	人権擁護委員候補者の推薦について	74
2	〃	人権擁護委員候補者の推薦について	75



報告第 2 号

議決事件に該当しない契約について

嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例（平成26年嬉野市条例第41号）第2条の規定により下記のとおり報告する。

平成28年2月26日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

記

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額 (円)	契約の方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
平成28年 第1回 定例会								
1	総務課	平成27年度防犯灯整備事業 嬉野地区防犯灯のLED化 取替工事	嬉野市内	3,179,520	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿丙15番地63 有限会社 岸川電設 代表取締役 岸川 浩	H 28 年 1 月 7 日	H 28 年 1 月 7 日 ～ H 28 年 2 月 20 日
2	総務課	平成27年度防犯灯整備事業 塩田地区防犯灯のLED化 取替工事	嬉野市内	4,553,280	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲480番 地2 株式会社 松尾電機 代表取締役 松尾一義	H 27 年 12 月 28 日	H 27 年 12 月 28 日 ～ H 28 年 3 月 5 日
3	財政課	平成27年度 嬉野総合運動 公園管理棟事務室改修工事	嬉野市嬉 野町大字 下宿地内	2,246,400	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿 乙1038番地 古川建設 代表 古川 六	H 27 年 12 月 28 日	H 27 年 12 月 28 日 ～ H 28 年 3 月 10 日
4	農林課	平成27年度 地域農業水利施設 ストックマネジメント事業 牛 間田地区 岩崎制水門補修工事	塩田町大 字久間地 内	5,562,000	指名競争 入札	佐賀市高木瀬西6-10-1 (株)協和製作所 代表取締役 藤井道博	H 27 年 11 月 16 日	H 27 年 11 月 16 日 ～ H 28 年 3 月 18 日
5	農林課	平成27年度 地域農業水利施設 ストックマネジメント事業 冬 野地区 上指井堰補修工事	塩田町大 字久間地 内	7,668,000	指名競争 入札	佐賀市伊勢町15-1 (株)ミソタ 取締役社長 井田建	H 27 年 12 月 9 日	H 27 年 12 月 9 日 ～ H 28 年 3 月 18 日
6	農林課	平成27年度 地域農業水利施設 ストックマネジメント事業 下 野地区 町田揚水機補修工事	嬉野町大 字下野地 内	4,104,000	指名競争 入札	佐賀市木原2-3-21 (有)小松鉄工所 代表取締役 松瀬伸二	H 27 年 12 月 7 日	H 27 年 12 月 7 日 ～ H 28 年 3 月 18 日
7	農林課	平成27年度 団体営農村地域防 災減災事業 宮ノ浦頭首工整備 補修工事	塩田町大 字大草野 地内	47,412,000	指名競争 入札	佐賀市高木瀬西6-10-1 (株)協和製作所 代表取締役 藤井道博	H 27 年 11 月 16 日	H 27 年 11 月 16 日 ～ H 28 年 3 月 18 日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額 (円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
平成28年第1回定例会								
8	農林課	平成27年度 土地改良施設維持管理適正化事業 永石ため池浚渫工事	塩田町大字谷所地内	5,346,000	指名競争入札	嬭野市塩田町大字馬場下甲529-1 (株)西村組 代表取締役 西村博	H27年12月7日	H27年12月7日
9	農林課	平成27年度 農林地崩壊防止事業 五町田地区工事	塩田町大字五町田地内	1,566,000	指名競争入札	嬭野市塩田町大字谷所甲4435 小森建設 小森隆昭	H27年12月28日	H27年12月28日
10	農林課	平成27年度 209-3号 辻田農地災害復旧工事	嬭野町大字不動山内	1,404,000	指名競争入札	嬭野市嬭野町大字下宿乙989-1 中野建設(株) 代表取締役 中野淳一	H27年12月28日	H27年12月28日
11	うれしの温泉観光課	平成27年度 志田焼の里博物館改修工事	嬭野市塩田町大字久間	5,518,800	指名競争入札	嬭野市塩田町大字馬場下甲529-1 (株)西村組 代表取締役 西村博	H27年12月21日	H27年12月21日
12	建設・新幹線課	27補第4号 市道東吉田両岩線道路補修工事	嬭野市嬭野町大字吉田	2,354,400	指名競争入札	嬭野市嬭野町大字不動山丙1305番地 (有)サンブ工業 代表取締役 山口 武光	H27年11月17日	H27年11月17日
13	建設・新幹線課	27補第5号 市道宮の上線道路補修工事	嬭野市嬭野町大字吉田	1,933,200	指名競争入札	嬭野市嬭野町大字下宿乙1038番地 古川建設 代表 古川 六	H27年11月18日	H27年11月18日
14	建設・新幹線課	27改第8号 市道免鹿野線道路改良工事	嬭野市嬭野町大字下野	4,860,000	指名競争入札	嬭野市嬭野町大字吉田丁3649番地18 (有)杉原建設 代表取締役 杉原 康一	H27年12月17日	H27年12月17日
15	建設・新幹線課	27改第2号 市道布手中央線道路改良工事	嬭野市塩田町大字馬場下甲	8,553,600	指名競争入札	嬭野市塩田町大字馬場下甲529番地1 (株)西村組 代表取締役 西村 博	H27年11月19日	H27年11月19日
16	建設・新幹線課	27改第7号 市道大畑内野山線歩道改築工事	嬭野市嬭野町大字下宿	3,326,400	指名競争入札	嬭野市嬭野町大字下宿乙1038番地 古川建設 代表 古川 六	H28年1月20日	H28年1月20日
17	建設・新幹線課	27改第11号 市道袋大牟田線道路改良工事	嬭野市塩田町大字真崎	4,395,600	指名競争入札	嬭野市塩田町大字真崎1750番地 (株)成富建設 代表取締役 成富 純一	H28年1月21日	H28年1月21日
18	建設・新幹線課	27改第6号 市道小杭線道路改良工事	嬭野市嬭野町大字岩屋川内	3,942,000	指名競争入札	嬭野市嬭野町大字吉田丁3649番地18 (有)杉原建設 代表取締役 杉原 康一	H27年12月9日	H27年12月9日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額 (円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
平成28年第1回定例会 19	建設・新幹線課	27改第5号 市道長野線道路改良工事	嬭野市 嬭野町 大字不動山	4,644,000	指名競争入札	嬭野市嬭野町大字下宿 乙969番地1 中野建設(株) 代表取締役 中野 淳一	H 27年 12月 8日	H 27年 12月 8日 ～ H 28年 2月 29日
20	建設・新幹線課	27改第10号 市道西山東部線道路改良工事	嬭野市 塩田町 大字久間	12,636,000	指名競争入札	嬭野市塩田町大字久間 甲477番地1 大川内建設(株) 代表取締役 大川内 政幸	H 28年 1月 7日	H 28年 1月 7日 ～ H 28年 3月 25日
21	建設・新幹線課	27改第9号 市道平石線道路改良工事	嬭野市 嬭野町 大字下野	3,574,800	指名競争入札	嬭野市嬭野町大字下宿 乙1038番地 古川建設 代表 古川 六	H 27年 12月 17日	H 27年 12月 17日 ～ H 28年 3月 25日
22	建設・新幹線課	27改第4号 市道東袋線道路改良工事	嬭野市 塩田町 大字五町田	4,320,000	指名競争入札	嬭野市塩田町大字真崎 1750番地 (株)成富建設 代表取締役 成富 純一	H 27年 11月 24日	H 27年 11月 24日 ～ H 28年 2月 10日
23	建設・新幹線課	平成27年度 社会資本整備総合交付金事業 飯盛橋橋梁下部工補修工事	嬭野市 嬭野町 大字下野	8,100,000	指名競争入札	嬭野市嬭野町大字下宿 乙969番地1 中野建設(株) 代表取締役 中野 淳一	H 27年 12月 14日	H 27年 12月 14日 ～ H 28年 3月 4日
24	建設・新幹線課	平成27年度 社会資本整備総合交付金事業 市道今寺落合線道路防災(2工区)工事	嬭野市 嬭野町 大字下宿	13,500,000	随意契約	唐津市北波多徳須恵1417番地1 日本建設技術(株) 代表取締役 原 裕	H 27年 12月 4日	H 27年 12月 4日 ～ H 28年 3月 18日
25	建設・新幹線課	平成27年度 社会資本整備総合交付金事業 市道北下久間塩吹線道路改良工事	嬭野市 塩田町 大字久間	4,536,000	指名競争入札	嬭野市塩田町大字久間 甲562番地1 (有)セイブ工業 代表取締役 大川内 正義	H 28年 1月 21日	H 28年 1月 21日 ～ H 28年 3月 18日
26	建設・新幹線課	平成27年度 市道万才堤ノ上線道路防災附帯工事	嬭野市 塩田町 大字久間	2,160,000	随意契約	佐賀市富士町大字上熊川118番地1 (株)富士建設 代表取締役 山口 博秀	H 27年 11月 30日	H 27年 11月 30日 ～ H 28年 2月 29日
27	建設・新幹線課	平成27年度 社会資本整備総合交付金事業 市道今寺落合線道路防災附帯工事	嬭野市 嬭野町 大字下宿	3,283,200	随意契約	唐津市北波多徳須恵1417番地1 日本建設技術(株) 代表取締役 原 裕	H 27年 11月 13日	H 27年 11月 13日 ～ H 28年 3月 18日
28	建設・新幹線課	平成27年度 市道築城大橋支線道路築造工事	嬭野市 嬭野町 大字下宿	8,964,000	指名競争入札	嬭野市嬭野町大字下野丙1746番地 (株)神近建設 代表取締役 神近 利久	H 27年 12月 14日	H 27年 12月 14日 ～ H 28年 2月 29日
29	建設・新幹線課	平成27年度 嬭野温泉駅周辺土地区画整理事業 区画道路6-1号線道路築造工事	嬭野市 嬭野町 大字下宿	5,184,000	随意契約	嬭野市嬭野町大字岩屋川内甲218番地2 黒木・セイブ建設共同企業体 黒木建設(株)嬭野支店 取締役嬭野支店長 山口 勇	H 28年 1月 18日	H 28年 1月 18日 ～ H 28年 3月 18日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額 (円)	契約の方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
平成28年 第1回 定例会								
30	建設・新 幹線課	平成27年度 嬭野温泉駅周辺 土地区画整理事業1号排水 路築造工事	嬭野市 嬭野町 大字下宿	91,800,000	指名競争 入札	嬭野市嬭野町大字岩屋川内甲218 番地2 黒木建設(株) 嬭野支店 取締役 嬭野支店長 山口 勇	H28年 1月 6日	H28年 1月 6日 ～ H28年 3月 18日
31	建設・新 幹線課	平成27年度 嬭野温泉駅周辺 土地区画整理事業 区画道路 8-1号線道路築造工事	嬭野市 嬭野町 大字下宿	21,870,000	指名競争 入札	嬭野市塩田町大字 五町田甲269番地 山口建設(株) 代表取締役 山口 貞彦	H28年 1月 6日	H28年 1月 6日 ～ H28年 3月 18日
32	建設・新 幹線課	平成27年度 嬭野温泉駅周辺 土地区画整理事業 用水路整 備工事	嬭野市 嬭野町 大字下宿	25,704,000	指名競争 入札	嬭野市嬭野町大字 下野甲4565番地1 (株)小川組 代表取締役 小川 辰弘	H28年 1月 6日	H28年 1月 6日 ～ H28年 3月 18日
33	環境水道課 (下水道)	平成27年度 嬭野市公共下水道事業 下野地区舗装復旧工事	嬭野町大字 下野地内	3,618,000	指名競争 入札	嬭野町大字下野丙1746 株式会社 神近建設 代表取締役 神近 利久	H27年 12月 9日	H27年 12月 9日 ～ H28年 1月 22日
34	環境水道課 (下水道)	平成27年度 嬭野市公共下水道事業 井手川内地区枝線管渠布設(3工 区)工事	嬭野町大字 下野地内	40,284,000	指名競争 入札	嬭野町大字下野甲4065番地1 小川・杉原建設共同企業体 (代表者)株式会社 小川組 代表取締役 小川 辰弘	H27年 11月 17日	H27年 11月 17日 ～ H28年 3月 15日
35	環境水道課 (下水道)	平成27年度 嬭野市公共下水道事業 井手川内地区枝線管渠布設(4工 区)工事	嬭野町大字 下野地内	9,396,000	指名競争 入札	嬭野町大字下野丙1746 株式会社 神近建設 代表取締役 神近 利久	H27年 12月 9日	H27年 12月 9日 ～ H28年 3月 22日
36	環境水道課 (下水道)	平成27年度 嬭野市営浄化槽事業 H27-082号浄化槽設置工事	塩田町大字 久間地内	2,116,800	指名競争 入札	塩田町大字久間甲552番地1 有限会社 セイワ工業 代表取締役 大川内 正義	H28年 1月 21日	H28年 1月 21日 ～ H28年 3月 4日
37	環境水道課 (下水道)	平成27年度 嬭野市営浄化槽事業 H27-071号浄化槽設置工事	塩田町大字 久間地内	1,431,000	指名競争 入札	塩田町大字真崎1750番地 株式会社 成富建設 代表取締役 成富 純一	H27年 12月 8日	H27年 12月 8日 ～ H28年 2月 5日
38	環境水道課 (上下水道)	平成27年度 市道冬野牛間田線配水管布 設替(一工区)工事	塩田町大 字久間地 内	3,747,600	指名競争 入札	塩田町大字馬場下甲1836番地 (有)高鶴ポンプ店 代表取締役 高島 義孝	H27年 12月 28日	H27年 12月 28日 ～ H28年 2月 29日
39	環境水道課 (上下水道)	平成27年度 市道冬野牛間田線配水管布 設替(二工区)工事	塩田町大 字久間地 内	3,659,040	指名競争 入札	塩田町大字真崎1750番地 成富建設 代表取締役 成富 純一	H27年 12月 28日	H27年 12月 28日 ～ H28年 2月 29日
40	環境水道課 (上下水道)	平成27年度 市道冬野牛間田線配水管布 設替(三工区)工事	塩田町大 字久間地 内	3,639,600	指名競争 入札	塩田町大字五町田乙4番地2 西野住宅設備 代表 西野 和博	H27年 12月 28日	H27年 12月 28日 ～ H28年 2月 29日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額 (円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
平成28年 第1回 定例会								
41	環境水道課 (上水道)	平成27年度 県道平石線配水管布設替 (一工区)工事	嬉野町大 字下野地 内	2,646,000	指名競争 入札	嬉野町大字下宿乙546番地 (有)山中 代表取締役 山中 岩男	H 27 年 12 月 28 日	H 27 年 12 月 28 日 ～ H 28 年 2 月 29 日
42	環境水道課 (上水道)	平成27年度 県道平石線配水管布設替 (二工区)工事	嬉野町大 字下野地 内	2,629,800	指名競争 入札	嬉野町大字下宿乙152番地1 飯田設備 代表取締役 飯田 利光	H 27 年 12 月 28 日	H 27 年 12 月 28 日 ～ H 28 年 2 月 29 日
43	環境水道課 (上水道)	平成27年度 簡易水道再編推進事業 木場地区(一工区)連絡管布設替 工事	嬉野町大 字下宿地 内	6,480,000	指名競争 入札	嬉野町大字下宿乙1307番地 (有)今西設備 代表取締役 今西 義広	H 27 年 11 月 16 日	H 27 年 11 月 16 日 ～ H 28 年 2 月 29 日
44	環境水道課 (上水道)	平成27年度 簡易水道再編推進事業 木場地区(二工区)送水管布設替 工事	嬉野町大 字下宿地 内	6,804,000	指名競争 入札	嬉野町大字下宿乙546番地 (有)山中 代表取締役 山中 岩男	H 27 年 11 月 16 日	H 27 年 11 月 16 日 ～ H 28 年 2 月 29 日
45	環境水道課 (上水道)	平成27年度 簡易水道再編推進事業 木場地区(三工区)送水管布設替 工事	嬉野町大 字下宿地 内	6,955,200	指名競争 入札	嬉野町大字下宿乙152番地1 飯田設備 代表取締役 飯田 利光	H 27 年 11 月 16 日	H 27 年 11 月 16 日 ～ H 28 年 2 月 29 日
46	環境水道課 (上水道)	平成27年度 簡易水道再編推進事業 木場地区(四工区)送・配水管布 設替工事	嬉野町大 字下宿地 内	4,903,200	指名競争 入札	嬉野町大字下宿丁414番地1 中島設備 代表 中島 正次	H 27 年 11 月 16 日	H 27 年 11 月 16 日 ～ H 28 年 2 月 29 日
47	環境水道課 (上水道)	平成27年度 簡易水道再編推進事業 木場地区(五工区)送・配水管布 設替工事	嬉野町大 字下宿地 内	5,508,000	指名競争 入札	嬉野町大字下宿丙29番地2 石丸鉄工設備(有) 代表取締役 石丸 英文	H 27 年 11 月 16 日	H 27 年 11 月 16 日 ～ H 28 年 2 月 29 日
48	環境水道課 (上水道)	平成27年度 簡易水道再編推進事業 不動山地区(一工区)連絡管布設 替工事	嬉野町大 字不動山 地内	17,215,200	指名競争 入札	塩田町大字五町乙4番地2 西野住宅設備 代表 西野 和博	H 27 年 11 月 16 日	H 27 年 11 月 16 日 ～ H 28 年 2 月 29 日
49	環境水道課 (上水道)	平成27年度 簡易水道再編推進事業 不動山地区(二工区)送水管布設 替工事	嬉野町大 字不動山 地内	23,630,400	指名競争 入札	塩田町大字真崎1750番地 網成富建設 代表取締役 成富 純一	H 27 年 11 月 16 日	H 27 年 11 月 16 日 ～ H 28 年 2 月 29 日
50	環境水道課 (上水道)	平成27年度 簡易水道再編推進事業 不動山地区(三工区)送水管布設 替工事	嬉野町大 字不動山 地内	23,652,000	指名競争 入札	嬉野町大字岩屋川内甲218番地2 黒木建設嬉野支店 取締役支店長 山口 勇	H 27 年 11 月 16 日	H 27 年 11 月 16 日 ～ H 28 年 2 月 29 日
51	環境水道課 (上水道)	平成27年度 簡易水道再編推進事業 不動山地区(四工区)送水管布設 替工事	嬉野町大 字不動山 地内	20,844,000	指名競争 入札	嬉野町大字下宿乙1307番地 (有)今西設備 代表取締役 今西 義広	H 27 年 11 月 16 日	H 27 年 11 月 16 日 ～ H 28 年 2 月 29 日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号 平成28年 第1回 定例会	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額 (円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
53	教育総務課	平成27年度学校施設環境改善 交付金事業大草野小学校屋内運 動場非構造部材耐震改修建築主 体工事	大草野 小学校	25,380,000	指名競争 入札	嬭野市嬭野町下宿乙2365番地6 谷口建設株式会社 嬭野支店 支店長 石橋勇一	H 27 年 12 月 3 日 ～ H 28 年 2 月 29 日	
54	教育総務課	平成27年度学校施設環境改善 交付金事業大草野小学校屋内運 動場非構造部材耐震改修電気設 備工事	大草野 小学校	7,527,600	指名競争 入札	武雄市若木町川古11469 株式会社 笠原竜設 代表取締役 笠原繁美	H 27 年 12 月 7 日 ～ H 28 年 2 月 29 日	
55	教育総務課	平成27年度 吉田中学 校体育館屋内消火栓設置 工事	吉田中学 校	2,538,000	指名競争 入札	嬭野市嬭野町大字丙29-2 石丸鉄工設備有限公司 代表取締役 石丸英文	H 27 年 12 月 4 日 ～ H 28 年 2 月 15 日	
56	教育総務課	平成27年度街なみ環境整 備塩田・町分道路美装工事	塩田区	38,556,000	指名競争 入札	嬭野市塩田町大字五町田甲269番 地 山口建設(株). 代表取締役 山口 貞彦	H 27 年 12 月 11 日 ～ H 28 年 3 月 18 日	
57	教育総務課	平成27年度街なみ環境整 備塩田・町分道路美装 消 火栓設置工事	塩田区	6,134,400	指名競争 入札	塩田町大字五町田乙4番地2 西野住宅設備 代表 西野 和博	H 27 年 12 月 10 日 ～ H 28 年 3 月 18 日	

・ 履行の場所：庁内の場合は所属の名称、庁外の場合は実施場所

・ 契約の金額：消費税を含む契約総額

・ 契約の方法：一般競争入札、条件付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別

議案第5号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように制定する。

平成28年2月26日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 行政不服審査法の施行に伴い、関係条例の整備をするため、条例を制定する必要がある。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(嬉野市情報公開条例の一部改正)

第1条 嬉野市情報公開条例(平成26年嬉野市条例第33号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第13条第1項中「第17条」を「第17条第4項」に改める。

「第3章 不服申立て等」を「第3章 審査請求等」に改める。

第16条及び第17条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第16条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査請求の処置)

第17条 実施機関は、公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会に当該審査請求に対する裁決について諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 実施機関は、審査会が第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、これを尊重して、速やかに、審査請求に対する裁決をしなければならない。

4 第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

(2) 請求者(請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

第18条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定又は

「裁決を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る非公開決定等を変更し、当該非公開決定等」を「審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第20条第1項第1号を次のように改める。

(1) 第17条第1項に規定する審査請求に対する裁決

第21条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第22条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第6項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「前項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の次に「（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」を加え、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 審査会は、第4項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第22条第3項の次に次の1項を加える。

4 審査会は、前条第2項若しくは第4項又は前項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

(嬉野市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 嬉野市個人情報保護条例（平成21年嬉野市条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第25条第1項中「第44条」を「第44条第4項」に改め、同条第3項中「第43条及び第44条」を「第44条第1項及び第4項」に改める。

第26条第1項中「電磁的記録」の次に「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」を加える。

「第4章 不服申立て」を「第4章 審査請求」に改める。

第43条及び第44条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第43条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 実施機関は、第1項の諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決を行うものとする。

4 第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求人に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第45条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第47条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第48条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第49条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第50条の見出しを「（提出資料の写しの送付等）」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の次に「（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」を加え、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第50条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第47条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の

利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第51条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第52条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(嬉野市行政手続条例の一部改正)

第3条 嬉野市行政手続条例(平成18年嬉野市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

(嬉野市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第4条 嬉野市固定資産評価審査委員会条例(平成18年嬉野市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第11条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会

が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

(嬉野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

(嬉野市税条例の一部改正)

第6条 嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

議案第6号

嬉野市行政不服審査関係手数料条例について

嬉野市行政不服審査関係手数料条例を別紙のように制定する。

平成28年2月26日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 行政不服審査法の施行に伴い、手数料について定めるため、条例を制定する必要がある。

嬉野市行政不服審査関係手数料条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料のうち行政不服審査に関するものについては、別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(手数料の額)

第2条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）の条例で定める手数料の額は、別表に定める額とする。

(手数料の徴収)

第3条 手数料は、法第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による交付（以下「交付」という。）についての申請の際又は当該申請に係る書類等の交付の際、これを徴収する。

(手数料の減免)

第4条 審理員（法第9条第3項に規定する場合にあっては、審査庁。次項において同じ。）は、交付を受ける審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、2,000円を限度として、第2条の手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、交付を求めるときに、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

(送付による交付)

第5条 交付を受ける審査請求人等は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、当該交付に係る書面等の送付を求めることができる。この場合において、当該審査請求人等は、当該送付に要する実費を負担しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

別表（第2条関係）

交付の方法	手数料の額		備考
1 対象書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付	白黒	用紙1枚につき10円	両面に複写された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
	カラー	用紙1枚につき20円	
2 対象電磁的記録に記録された事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付	白黒	用紙1枚につき10円	両面に出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
	カラー	用紙1枚につき20円	
3 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法	1の項又は2の項に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円		

備考

- 1 この表において「対象書面等」とは、法第38条第1項に規定する書面又は書類をいい、「対象電磁的記録」とは、同項に規定する電磁的記録をいう。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列3番（以下単に「A列3番」という。）以内とする。
- 3 用紙の両面に複写する場合については、片面を1枚として計算する。
- 4 乾式複写機により写しを作成する場合でA列3番を超えるものについては、

A列3番による用紙を用いたものとした場合に必要となる枚数に換算して金額を算定するものとする。

議案第7号

嬉野市犯罪被害者等支援条例について

嬉野市犯罪被害者等支援条例を別紙のように制定する。

平成28年2月26日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 犯罪被害者等の支援に関し基本となる事項を定めるため、条例を制定する必要がある。

嬉野市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に定める基本理念にのっとり、市における犯罪被害者等の支援に関し基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等のための施策を推進し、犯罪被害者等の受けた被害の回復及び軽減に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 故意の犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、市内に住所を有するものをいう。
- (3) 関係機関等 国、県、警察その他の関係行政機関並びに犯罪被害者等の支援を行う公共的団体及び民間の団体をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者及び市内において事業活動を行っている者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、犯罪被害者等を支援する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項に規定する施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第5条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、前項に規定する相談等の支援を行うための窓口を総務企画部総務課犯罪

被害者支援室に設置するものとする。

(犯罪被害者等見舞金の支給)

第6条 市は、犯罪被害者等に対して、経済的負担の軽減を図るため、規則で定めるところにより、次項に規定する犯罪被害者等見舞金を支給するものとする。

2 犯罪被害者等見舞金の種類及び額は、次のとおりとする。

(1) 遺族見舞金 300,000円

(2) 傷害見舞金 100,000円

(広報及び啓発)

第7条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性、犯罪被害者等の支援等について市民等の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

(犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合)

第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合等で犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第8号

嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年嬉野市条例第32号）を別紙のように改正する。

平成28年2月26日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 個人番号の利用及び提供について定めるため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年嬉野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名中「個人番号の利用」の次に「及び特定個人情報の提供」を加える。

第1条中「個人番号の利用」の次に「及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供」を加える。

第3条中「講ずるとともに」の次に「、個人番号の提供に関し」を加える。

第4条第1項中「事務は、」の次に「別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び」を加え、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。

第4条に次の1項を加える。

- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第5条中「市長が別に」を「規則で」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則

その他規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	嬉野市子育て支援医療費の助成に関する条例（平成18年嬉野市条例第101号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成18年嬉野市条例第100号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（平成18年嬉野市条例第104号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じ、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施している外国人の保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	嬉野市福祉タクシー事業実施要綱（平成18年嬉野市告示第36号）による重度心身障害者に対する福祉タクシー料金の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	嬉野市重度障害者等紙おむつ購入費助成事業実施要綱（平成18年嬉野市告示第34号）による重度障害者紙おむつ助成事業に関する事務であって規則で定めるもの

7 市長	嬉野市軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱（平成27年嬉野市告示第86号）による軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	嬉野市奨学資金貸与条例（平成18年嬉野市条例第81号）による奨学金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	嬉野市就学援助要綱（平成18年嬉野市教育委員会告示第5号）による就学援助費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	嬉野市特別支援教育就学奨励費交付要綱（平成27年嬉野市教育委員会告示第1号）による特別支援教育就学奨励費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1. 市長	嬉野市子育て支援医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法(昭和42年法律81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの

		嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの

		嬉野市子育て支援医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「子育て支援医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 市長	嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		子育て支援医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの

		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
4 市長	生活保護法に準じ、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施している外国人の保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		子育て支援医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの

		報」という。)であって規則で定めるもの
		児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する情報であって規則で定めるもの
5 市長	嬉野市福祉タクシー事業実施要綱による重度心身障がい者に対する福祉タクシー料金の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	嬉野市重度障害者等紙おむつ購入費助成事業実施要綱による重度障害者紙おむつ助成事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	嬉野市軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業実施要	住民票関係情報であって規則で定めるもの

	網による軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 子育て支援医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの

10 市長	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		子育て支援医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴取に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの

		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
13 市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

	事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定める者
17 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの

		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

別表第3 (第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法に準じ、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施している外国人の保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	嬉野市奨学資金貸与条例による奨学金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	嬉野市就学援助要綱による就学援助費の支給等に関する事務であって規則	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの

	で定めるもの		地方税関係情報であ って規則で定めるも の 生活保護関係情報で あって規則で定める もの 児童扶養手当関係情 報であって規則で定 めるもの
5 教育委員会	嬉野市特別支援教育就学 奨励費補助金交付要綱に よる特別支援教育就学奨 励費の支給等に関する事 務であって規則で定める もの	市長	住民票関係情報であ って規則で定めるも の

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第9号

嬉野市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市空き家等の適正管理に関する条例（平成24年嬉野市条例第21号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月26日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市空き家等の適正管理に関する条例（平成24年嬉野市条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

嬉野市空家等の適切な管理に関する条例

第1条中「空き家等の管理の適正化を図ることにより、倒壊等による事故、犯罪、火災等を未然に」を「空家対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、空家等が周辺的生活環境を害し、並びに市民等の生命、身体及び財産に被害を及ぼすことを」に改める。

第2条第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 所有者等 法第3条に規定する所有者等をいう。

第3条中「危険な状態にある空き家等」を「特定空家等」に、「当該空き家等が危険な状態にあることにより」を「当該特定空家等による」に改める。

第4条中「空き家等」を「空家等」に、「危険な状態」を「特定空家等」に、「適正に」を「適切に」に改める。

第5条中「空き家等が危険な状態であると認める」を「特定空家等となるおそれのある空家等を発見した」に改める。

第6条から第9条までを削る。

第10条中「第8条」を「法第14条第1項」に、「前条」を「同条第2項」に改め、同条を第6条とする。

第11条第1項中「第8条」を「法第14条第1項」に、「第9条」を「同条第2項」に、「空き家等」を「特定空家等」に改め、同条第2項中「空き家等の危険な状態」を「特定空家等」に、「除去」を「適切な管理」に改め、同条を第7条とする。

第12条を削る。

第13条第1項各号列記以外の部分中「空き家等」を「特定空家等」に、「前条」を「法第14条第3項」に、「基づく措置を期限までに講じない」を「従わない」に改め、同項第2号中「空き家等」を「特定空家等」に改め、同条を第8条とする。

第14条を削る。

第15条第1項中「空き家等が著しく危険な状態にあり、その状態を放置することにより」を「特定空家等の倒壊等により」に、「第8条、第9条及び第12条の規定による助言若しくは指導、勧告又は命令を行った上で、所有者等の同意を得て、法令に違反しない限りにおいて、当該危険な状態」を「当該おそれ」に改め、同条を第9条とする。

第9条の次に次の2条を加える。

(空家等対策計画)

第10条 市長は、法第6条第1項の規定に基づき、空家等に対する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等に関する対策について計画を策定するものとする。

(空家等対策協議会)

第11条 市長は、法第7条第1項の規定により、前条に規定する空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関する協議を行うため、嬉野市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。

2 協議会は、委員10人以内をもって組織し、市長を除く委員は、法第7条第2項に規定する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める。

第16条を第12条とし、第17条を第13条とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第10号

嬉野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する
条例

嬉野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年嬉野市条例第27号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月26日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方公務員法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する
条例

嬉野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年嬉野市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

（8） 退職管理の状況

第3条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

（5） 休業に関する状況

第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 人事評価の状況

第5条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第11号

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年嬉野市条例第34号）及び嬉野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年嬉野市条例第45号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月26日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 休暇制度を変更したいので、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
(嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年嬉野市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「慶弔休暇、介護休暇及び組合休暇」を「慶弔休暇及び介護休暇」に改め、同条第2項中「及び組合休暇」を削る。

第24条に次の1項を加える。

3 男性職員の育児参加のための休暇は、職員の配偶者が出産する場合であって、その出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときにおいて与えるものとし、その日数は、当該期間内における5日以内の必要な日数とする。

第25条第5号中「小学校」を「中学校」に改め、同条に次の1号を加える。

(11) 風、水、震、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 その都度必要と認める期間

第28条を削り、第29条を第28条とし、第30条を第29条とする。

(嬉野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 嬉野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年嬉野市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「(労働組合の業務又は活動に従事するため組合休暇としての許可を受けた場合を除く。)」を削る。

第15条中「給与を支給しない。」の次に「ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第12号

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を
改正する条例

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例（平成18年嬉野市
条例第37号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月26日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 特別職の国家公務員の給与改定に準じ、期末手当を改定するため、条例の一
部を改正する必要がある。

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を
改正する条例

第1条 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例（平成18年嬉野市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第13号

嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例（平成18年嬉野市条例第40号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月26日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 特別職の国家公務員の給与改定に準じ、期末手当を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例(平成18年嬉野市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第14号

嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例（平成18年嬉野市条例第42号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月26日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 特別職の国家公務員の給与改定に準じ、期末手当を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例（平成18年嬉野市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第15号

嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年嬉野市条例第15号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月26日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 人事院及び佐賀県人事委員会の勧告に伴い、職員の給与の改正並びに地方公務員法の改正に伴い、関係条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(嬉野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 嬉野市職員の給与に関する条例(平成18年嬉野市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第28条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の75」の次に「、12月に支給する場合には100分の85」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の35」の次に「、12月に支給する場合には100分の40」を加える。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給、 給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	193,700	230,500	264,600	291,400	322,200	367,200
	2	143,800	195,500	232,100	266,700	293,600	324,400	369,900
	3	145,000	197,300	233,700	268,500	296,000	326,800	372,400
	4	146,100	199,200	235,300	270,600	298,200	329,000	375,100
	5	147,200	200,800	236,800	272,600	300,300	331,300	377,200
	6	148,400	202,600	238,600	274,500	302,600	333,400	379,700
	7	149,500	204,500	240,100	276,500	305,000	335,600	382,100
	8	150,600	206,300	241,700	278,700	307,300	337,900	384,600
	9	151,700	208,000	243,200	280,800	309,400	340,000	387,100
	10	153,100	209,900	244,800	282,900	311,800	342,200	389,900
	11	154,500	211,700	246,400	285,000	314,000	344,400	392,500
	12	155,800	213,500	247,900	287,100	316,400	346,600	395,300
	13	157,100	214,900	249,500	289,200	318,600	348,600	397,700
	14	158,600	216,800	251,000	291,300	320,700	350,700	400,100
15	160,200	218,500	252,400	293,300	323,000	352,800	402,300	

16	161,800	220,300	253,800	295,500	325,100	354,800	404,700
17	163,100	222,100	255,400	297,500	327,200	356,800	406,600
18	164,600	223,800	257,200	299,600	329,300	358,800	408,600
19	166,200	225,400	258,900	301,700	331,400	360,600	410,500
20	167,700	227,100	260,800	303,700	333,500	362,500	412,400
21	169,100	228,600	262,500	305,900	335,500	364,600	414,300
22	171,900	230,300	264,300	308,000	337,600	366,500	416,100
23	174,500	231,900	266,200	310,000	339,700	368,500	417,900
24	177,200	233,600	267,900	312,200	341,800	370,500	419,900
25	179,900	235,000	269,900	314,000	343,400	372,500	421,700
26	181,600	236,500	271,900	316,200	345,400	374,400	423,200
27	183,400	238,100	273,700	318,300	347,300	376,500	424,800
28	185,100	239,400	275,600	320,300	349,200	378,500	426,400
29	186,600	240,700	277,400	322,400	351,000	380,000	428,000
30	188,500	241,900	279,300	324,400	352,900	381,900	429,300
31	190,300	243,000	281,200	326,500	354,800	383,700	430,600
32	192,000	244,300	283,100	328,700	356,700	385,300	431,900
33	193,700	245,600	284,800	330,200	358,600	387,100	433,100
34	195,200	246,900	286,700	332,200	360,400	388,600	434,400
35	196,700	248,100	288,600	334,200	362,300	390,100	435,700
36	198,200	249,500	290,500	336,300	364,000	391,700	437,000
37	199,600	250,500	292,200	338,200	365,400	393,100	438,200
38	200,900	251,900	294,000	340,200	366,800	394,400	439,000
39	202,200	253,400	295,800	342,200	368,200	395,600	439,800
40	203,500	255,000	297,600	344,200	369,600	396,700	440,600
41	204,900	256,400	299,400	346,100	370,900	397,800	441,200
42	206,200	257,800	301,100	348,000	371,800	399,000	441,900
43	207,500	259,200	302,800	349,900	373,000	400,300	442,600
44	208,800	260,700	304,400	351,800	374,100	401,400	443,400
45	210,100	261,900	306,200	353,300	374,900	402,100	444,200
46	211,400	263,200	307,900	354,700	375,800	402,800	445,000

47	212, 700	264, 600	309, 500	356, 300	376, 700	403, 500	445, 400
48	214, 000	266, 100	311, 300	357, 800	377, 700	404, 200	446, 100
49	215, 100	267, 400	312, 500	359, 400	378, 600	404, 800	446, 600
50	216, 300	268, 500	314, 000	360, 200	379, 400	405, 400	447, 000
51	217, 300	269, 800	315, 500	361, 500	380, 200	406, 000	447, 400
52	218, 400	271, 100	317, 200	362, 500	381, 000	406, 400	447, 800
53	219, 500	272, 300	318, 800	363, 400	381, 700	406, 800	448, 200
54	220, 500	273, 400	320, 400	364, 500	382, 400	407, 100	448, 600
55	221, 500	274, 700	322, 100	365, 400	383, 100	407, 400	449, 000
56	222, 500	276, 000	323, 600	366, 600	383, 900	407, 700	449, 400
57	223, 200	277, 200	325, 100	367, 500	384, 400	408, 000	449, 700
58	224, 100	278, 200	326, 300	368, 200	385, 000	408, 300	450, 100
59	225, 000	279, 300	327, 600	368, 900	385, 600	408, 600	450, 400
60	225, 900	280, 400	328, 800	369, 600	386, 300	408, 900	450, 700
61	226, 700	281, 600	329, 500	370, 000	386, 700	409, 200	451, 000
62	227, 700	282, 700	330, 400	370, 600	387, 400	409, 500	
63	228, 600	283, 600	331, 200	371, 300	388, 000	409, 800	
64	229, 500	284, 600	332, 000	372, 100	388, 600	410, 100	
65	230, 200	285, 400	333, 000	372, 400	389, 100	410, 400	
66	231, 100	286, 300	333, 400	373, 100	389, 700	410, 700	
67	232, 000	287, 000	334, 100	373, 800	390, 300	411, 000	
68	233, 200	287, 900	334, 900	374, 500	390, 900	411, 300	
69	234, 000	289, 000	335, 700	374, 800	391, 300	411, 500	
70	234, 700	289, 800	336, 400	375, 400	391, 800	411, 800	
71	235, 400	290, 600	337, 100	376, 100	392, 300	412, 200	
72	236, 200	291, 400	337, 800	376, 700	392, 900	412, 500	
73	237, 000	292, 200	338, 300	377, 000	393, 200	412, 700	
74	237, 700	292, 700	339, 000	377, 700	393, 600	413, 000	
75	238, 500	293, 100	339, 500	378, 400	394, 000	413, 300	
76	239, 200	293, 600	340, 100	379, 000	394, 500	413, 500	
77	239, 900	293, 800	340, 400	379, 400	394, 800	413, 700	

78	240,700	294,200	340,900	379,900	395,100
79	241,500	294,400	341,300	380,500	395,400
80	242,300	294,800	341,800	381,000	395,700
81	243,000	295,000	342,200	381,500	395,900
82	243,800	295,200	342,700	382,100	396,200
83	244,500	295,600	343,200	382,600	396,500
84	245,200	295,900	343,700	382,900	396,700
85	245,900	296,200	344,000	383,400	396,900
86	246,600	296,500	344,500	383,900	397,200
87	247,300	296,800	345,000	384,300	397,500
88	248,000	297,200	345,400	384,700	397,700
89	248,700	297,500	345,700	385,100	397,900
90	249,300	297,900	346,100	385,600	398,200
91	249,800	298,200	346,600	386,000	398,500
92	250,300	298,600	347,000	386,400	398,700
93	250,600	298,700	347,200	386,700	398,900
94		298,900	347,600	387,200	
95		299,400	348,100	387,600	
96		299,800	348,500	388,000	
97		300,000	348,600	388,300	
98		300,300	349,100	388,900	
99		300,700	349,500	389,300	
100		301,100	349,900	389,700	
101		301,300	350,200	390,000	
102		301,600	350,600		
103		302,000	351,000		
104		302,300	351,400		
105		302,500	351,900		
106		302,800	352,300		
107		303,200	352,700		
108		303,500	353,100		

109		303,700	353,600				
110		304,100	354,000				
111		304,500	354,300				
112		304,800	354,600				
113		305,000	355,100				
114		305,300					
115		305,600					
116		306,000					
117		306,200					
118		306,400					
119		306,700					
120		307,000					
121		307,400					
122		307,600					
123		307,900					
124		308,200					
125		308,500					
再任用 職員	186,900	214,500	258,700	278,400	293,800	319,000	361,400

第2条 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「給料表」の次に「及び職務の級」を加え、同条第3項中「標準的な」を削り、「市長が定める」を「等級別基準職務表（別表第2）に定めるとおりとする」に改める。

第28条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」を「100分の37.5」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第5条関係）

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
------	---------

1級	主事、主事補の職務
2級	比較的高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務
3級	主任及び主査の職務
4級	1 副課長の職務 2 困難な業務を分掌する主任の職務
5級	困難な業務を分掌する副課長の職務
6級	課長の職務
7級	部長の職務

(嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年嬉野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
1	378,000円
2	426,000円
3	479,000円
4	541,000円
5	617,000円
6	721,000円
7	843,000円

第7条第3項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の122.5」に改め、「100分の155」との次に「、「100分の137.5」とあるのは「100分の160」と」を加える。

第4条 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する

第6条第2項中「特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。」を「その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて、次に掲げる号給に決定するものとする。」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 1号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合
 - (2) 2号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合
 - (3) 3号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
 - (4) 4号給 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
 - (5) 5号給 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合
 - (6) 6号給 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合
 - (7) 7号給 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合
- 第7条第3項中「第25条第2項中「」の次に「、6月に支給する場合においては」を加え、「」とあるのは「100分の15.5」と、「」を「、12月に支給する場合においては」に、「100分の160」を「100分の157.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の嬉野市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）及び第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例及び改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、

改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第16号

嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例の一部を改正する条例について

嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例（平成20年嬉野市条例第20号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月26日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 ふるさと応援寄附金の基金として積み立てる額を変更したいため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例の一部を改正する条例

嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例（平成20年嬉野市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「嬉野市のまちづくりを応援することを目的として寄附された寄附金の」を「一般会計歳入歳出予算で定める」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第17号

嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例について

嬉野市体育施設条例（平成18年嬉野市条例第89号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月26日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 使用料等について見直したいため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例

嬉野市体育施設条例（平成18年嬉野市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第11条ただし書中「生徒及び児童の個人使用料並びに」を削る。

別表第2の1の表備考7中「練習」を「催物の準備又はリハーサル」に改める。

別表第2の2の表を削る。

別表第2の3の表を次のように改め、同表を別表第2の2の表とする。

区分	使用料（1時間当たり）
1面	400円
半面	200円

別表第2の4の表を別表第2の3表とし、別表第2の5の表を別表第2の4の表とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第18号

嬉野市担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

嬉野市担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例（平成19年嬉野市条例第36号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月26日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

嬉野市担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例（平成19年嬉野市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第5号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第19号

嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について

嬉野市都市公園条例（平成18年嬉野市条例第135号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月26日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野保育所跡地を都市公園として管理するため及び使用料等について見直したため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例

嬉野市都市公園条例（平成18年嬉野市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

籠原公園	嬉野市嬉野町大字下宿丙2320番地38
------	---------------------

第3条第1項第1号中「募金」の次に「、露天営業」を加え、同項第4号中「博覧会」の次に「、集会、祭礼」を加え、「のために都市公園の全部又は一部を独占して利用する」を「を行う」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。

第7条に次の1項を加える。

2 有料公園施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

別表第1轟の滝公園の部中「午前7時から午後9時30分まで」の次に「（ナイター利用期間4月1日から11月30日まで）」を、「午前9時から午後4時30分まで」の次に「（利用期間7月20日頃から8月31日まで）」を加える。

別表第2の1の表を次のように改める。

区分	使用料
行商、募金、露天営業その他これらに類すること	1日1平方メートル当たり 20円
業として写真又は映画を撮影すること	
興行を行うこと	
競技会、展示会、博覧会、集会、祭礼その他これらに類する催しを行うこと	
花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること	

別表第3の1の(3)の表を次のように改める。

区分	使用料（1時間当たり）
第1	2分割で半面 150円

第2	全面	200円
----	----	------

別表第3の1の(4)の表中「

野球場 施設	スコアボード(1時間当たり)	250円	500円	1,000円
	選手控室(1時間当たり)	150円	250円	300円
	会議室(1時間当たり)	150円	250円	300円
	ピッチングマシン(1時間当たり)	100円	200円	500円
	シャワー(1人1回)	100円	100円	100円
	冷暖房設備(1室1時間当たり)			100円

」を「

野球場 施設	スコアボード(1時間当たり)	250円	500円	1,000円
	選手控室(1時間当たり)	150円	250円	300円
	会議室(1時間当たり)	150円	250円	300円
	ピッチングマシン(1時間当たり)	100円	200円	500円
	冷暖房設備(1室1時間当たり)			100円

」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第20号

嬉野市下水道条例の一部を改正する条例について

嬉野市下水道条例（平成18年嬉野市条例第137号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月26日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 下水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市下水道条例の一部を改正する条例

嬉野市下水道条例（平成18年嬉野市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第10号中「0.3ミリグラム」を「0.1ミリグラム」に改め、同項中第41号を第42号とし、第27号から第40号までを1号ずつ繰り下げ、第26号の次に次の1号を加える。

(27) 1・4-ジオキサン 1リットルにつき0.5ミリグラム以下

附 則

この条例は、平成28年4月21日から施行する。

議案第21号

市道路線の廃止について

下記のとおり市道路線の廃止をする。

記

整理番号	路線名	起 点 終 点
1	市道土器線	嬉野市嬉野町大字下野字二本杉甲1223番地先 嬉野市嬉野町大字下野字三本杉甲1285番2地先

平成28年2月26日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決が必要である。

議案第22号

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線の認定をする。

記

整理番号	路線名	起 点 終 点
1	市道土器線	嬉野市嬉野町大字下野字二本杉 嬉野市嬉野町大字下野字三本杉
2	市道三坂原南線	嬉野市嬉野町大字下野字三坂原 嬉野市嬉野町大字下野字三坂原

平成28年2月26日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決が必要である。

議案第23号

嬉野市と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する協議
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、佐賀県に行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関に関する事務を委託することに関して、別紙のように規約を定めることについて、協議するものとする。

平成28年2月26日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方自治法第252条の14第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により協議が必要である。

嬉野市と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 嬉野市（以下「甲」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関に関する事務を佐賀県（以下「乙」という。）に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の支弁)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。
2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田乙4731番地

氏 名 大島 としえ

昭和23年8月15日生

平成28年2月26日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める必要がある。

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 佐賀県嬉野市嬉野町大字吉田丙2090番地

氏 名 蓮把 利幸

昭和26年11月17日生

平成28年2月26日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める必要がある。